

WHO が 2009 年に『WHA62 Resolutions (Sixty-second World Health Assembly) 』の一部として出版。
© World Health Organization 2009
世界保健機関 (WHO) 事務局長は、日本語版の翻訳・出版権を日本福祉大学に付与した。日本語版に対する責任は全て日本福祉大学が負うものとする。
Japanese version © 日本福祉大学 2013

WHA62.14 健康の社会的決定要因に取り組む活動を通じた健康の不公平性の低減

第 62 回世界保健総会では、

- 健康の社会的決定要因に関する委員会の報告書¹を考慮し、
- 健康の社会的決定要因に関する委員会の包括的な 3 つの勧告、すなわち、日常生活状況を改善すること、権力、資金、リソースの不公平な分配に対処すること、問題を評定して理解し、対策の影響を評価することに留意し、
- 1948 年に設立した WHO と、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」とする WHO 憲章の 60 周年記念であることに留意し、
- 健康の公平性という不可欠な価値を再確認し、プライマリーヘルスケアを通じて全ての人々が健康を享受できるようにするための国際戦略を立ち上げた、1978 年にアルマアタで開催された「プライマリーヘルスケアに関する国際会議」の 30 周年記念であることに留意し、
- 「Health for All(全ての人々に健康を)」という原則、とりわけ多部門連携による取り組みの必要性 (WHA30.43 決議) について想起し、
- 健康のより幅広い決定要因に対処することの重要性を確認し、「ヘルスプロモーションのためのオタワ憲章」から「グローバル化した世界におけるヘルスプロモーションのためのバンコク憲章」までの一連のヘルスプロモーション国際会議において打ち出された活動と勧告を考慮したうえで、全ての行政の主要な責任として、ヘルスプロモーションを国際開発課題の中心に据え (WHA60.24 決議)、
- 2015 年までにミレニアム開発目標を達成するとして国連ミレニアム宣言におけるグローバル・コンセンサスと、その目標到達までの期間の中間点において、いくつかの地域では、これらの目標の多くに十分な進捗がない懸念があることに留意し、
- この点について、健康に関連するミレニアム開発目標の達成度を保健総会が年次で監視し始める WHA61.18 決議を歓迎し、
- プライマリーヘルスケアがテーマであった「世界保健報告 2008²」の中で、保健や他の社会システム

¹ A62/9 文書

² 「世界保健報告 2008 プライマリーヘルスケア-そのかつてない重要性 (The world health report 2008:

の改革によって健康の公平性を向上させる方法が焦点となっていることに留意し、

- 環境劣化と気候変動への対応には健康の公平性の課題が含まれる事実に留意し、気候変動の影響が、脆弱で社会的に不利な立場にある人々の健康に悪い影響を与えると予測されること(WHA61.19 決議)に留意し、
- 世界で平均余命の差が拡大している事実に留意し、
- ジェンダーにもとづく健康の不公平性の撤廃を最重視し、
- 世界で何百万人もの子供たちが十分に潜在能力を発揮できていないこと、また、子供の初期の発達に対する包括的な支援に、全ての子供たちがアクセスできるように投資することが、生涯にわたる健康の公平性を実現するための基礎的な手段であることを認識し、
- 好ましくない社会状況の改善は、第一に社会政策の課題であることを認識し、
- 多部門の連携をとって健康の社会的決定要因に取り組む努力を、国家間、国内、そして自治体レベルでもさらに調和させると同時に、そのような活動には市民社会、民間部門といった多くのパートナーの協力が必要であるという理解のもと、社会と経済の開発を促進する必要性について留意し、
- 健康に不可欠な基本的なサービスの提供と、健康に大きな影響を与える物品やサービスの規制に関して加盟国を支援するうえで、既存のグローバルガバナンス³機構の役割の重要性と、企業の責任の必要性に留意し、

1. 健康の社会的決定要因に関する委員会が行った取り組みに謝意を表す。

2. 国連の機関をはじめ、政府間組織、市民社会、民間部門を含む、国際コミュニティに対して、以下を求めらる。

(1) 健康の社会的決定要因に関する委員会の最終報告書とその勧告⁴に留意する。

(2) WHO 加盟国および WHO 事務局と協力して、各種の政策やプログラムが健康の不公平性に与

primary health care – now more than ever)」、ジュネーブ、世界保健機関、2008 年

³ WHO ウェブサイト: <http://www.who.int/trade/glossary/story038/en> を参照のこと(2009 年 6 月 18 日にアクセス)

⁴ 健康の社会的決定要因に関する委員会「一世代のうちに格差をなくそう: 健康の社会的決定要因に対する取り組みを通じた健康の公平性、健康の社会的決定要因に関する委員会の最終報告書(Closing the gap in a generation: health equity through action on the social determinants of health. Final report of the Commission on Social Determinants of Health)」、ジュネーブ、世界保健機関、2008 年

える影響の評価と、健康の社会的決定要因への対処を進める。

- (3) 万人の健康を向上させ、不公平性を低減するために、全ての政策を通じて健康の公平性を強化する方策について、WHO 加盟国および WHO 事務局と密に連携する。
- (4) 主要な世界開発目標の達成に向けて取り組む中で健康の公平性を考慮し、その進捗を監視する指標を確立し、また、健康の社会的決定要因への対処と、健康の不公平性の低減に関して、国際協力の強化を考慮する。

3. 加盟国に対して、以下を強く求める。

- (1) 『一世代のうちに格差をなくそう(closing the gap in a generation)』と題された報告書の中に明記された主な原則を、適宜、国家的関心事として、それに対する政治的コミットメントを通じて、国内、国家間で健康の不公平性に対して取り組み、また、適切な場合に応じて、健康あるいは健康の公平性に対する影響評価ツールを用いながら、全ての政策が健康の公平性を考慮するように、多部門連携による保健事業の調整と管理を行なう。
- (2) 健康の不公平性に焦点を合わせながら、保健を改善するための目標と戦略を立てて実施する。
- (3) 健康の社会的決定要因に対処する全ての国家政策において健康の公平性を考慮し、また、ヘルスプロモーション、疾病予防とヘルスケア、および健康と幸福に不可欠な物品とサービスの提供とそれらへのアクセスの促進を含む、誰もが対象となる包括的な社会保護政策の開発と強化を考慮する。
- (4) 健康への配慮を関連する公共政策に組み込み、多部門連携を強化するために、関連する部門間の対話と協力を確保する。
- (5) 患者にケアを施す際に、どのように社会的決定要因を考慮すればよいかについて、公的あるいは民間の保健医療従事者の認識を高める。
- (6) 市民社会、民間部門といった関連する全てのパートナーを巻き込み、人々の生涯にわたって健康と社会的幸福に寄与する、日常の生活状況の改善に貢献する。
- (7) 個人や集団を含む、特に社会的に疎外された人々のエンパワメントに貢献し、その人たちの健康に影響する社会的状況を改善する対策を講じる。
- (8) 健康および健康の不公平性の社会的決定要因と社会格差に対処するために、各国の状況に合わせた手法とエビデンスを新しく生成するか、既存のものを利用する。

- (9) 保健医療に関する情報システムと研究能力を開発、利用、そして必要に応じて改善し、国内法と状況が許せば、年齢、性別、民族性、人種、社会的階級、職業、教育、収入、雇用といった非集計データにより、国の人口の健康を監視、測定し、健康の不公平性の検出と、健康の公平性に対する政策の影響を評価する。

4. 事務局長に対して、以下を求める。

- (1) 健康の社会的決定要因に対処する適切な方策について、多国間システムにおいてパートナー機関と密に連携し、健康の不公平性を最小化するために政策の首尾一貫性を促し、また、世界の開発や研究課題にこの主題を優先的に含むよう擁護する。
- (2) 健康の不公平性を低減するために、健康の社会的決定要因への対処に関連するタスクに十分な優先度を設定する目的で、世界保健機関内の能力を強化すること。
- (3) 健康の社会的決定要因を監視する客観的指標を、関連する業務分野を横断して用いるなど、健康の社会的決定要因を対策実施の指針とし、さらに世界保健機関の全ての業務分野、特に優先度の高い保健プログラムにおける目的のひとつとして、健康の不公平性を低減するために健康の社会的決定要因の対処を促進する。
- (4) 健康に不可欠な基本的サービスの提供を促進し、健康に大きな影響を与える物品とサービスを適宜規制するうえでの、加盟国の第一の役割を支援する。
- (5) 2008 年の世界健康報告における勧告のとおり、プライマリーヘルスケアの再生について進行中の作業が、健康の社会的決定要因の対処に係る作業と協調するようにする。
- (6) 健康の不公平性に取り組むための「全ての政策において健康を考慮する(Health in all policies)」アプローチの実施について、加盟国に支援を提供する。
- (7) 関連する部門の間で、健康の社会的決定要因を重視する視点を関連する部門間で統合する目的で対策を実施する際に、そして、それに適切に対処するために保健医療部門を設計、あるいは必要に応じて再設計する際に、依頼に応じて加盟国に支援を提供する。
- (8) 健康の社会的決定要因と健康の不公平性の原因とを測定、評価する既存の努力を強化する際に、そして、健康の公平性に関する目標数値を開発、監視する際に、依頼に応じて加盟国に支援を提供する。
- (9) 健康の社会的決定要因への対処を通じて健康を向上させる効果的な政策と介入についての研究、およびそれに伴う研究能力と研究協力体制の強化を支援する。

- (10)健康の社会的決定要因に関する地域の重点課題を特定し、より幅広い範囲の国々にこの問題に取り組ませるうえで、各地域の条件や課題に応じながら、地域事務局長に支援を提供する。
- (11)第 65 回世界保健総会の前に、加盟国の援助をもって国際会議を招集し、健康の社会的決定要因への対処をとおして健康の不公平性の憂慮すべき傾向に対処する、新たな計画について議論する。
- (12)健康の社会的決定要因と健康の不公平性の低減への対処における、既存のグローバルガバナンス機構の実績を評価する。
- (13)本決議の実施における進捗を、執行理事会をとおして第 65 回世界保健総会へ報告する。

(第 8 回本会議、2009 年 5 月 22 日-委員会 A、第 3 報告書)